第六十二条の四の次に次の一条を加える。

（物品管理官の管理に属しない物品の計算書の証拠書類）

第六十二条の五　物品管理官の管理に属しない物品の計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

「第十一章　有価証券を取り扱う職員の計算証明」を削る。

第六十三条の前に次の節名を付する。

第十四節　有価証券を取り扱う職員の計算証明

第六十三条の見出し中「計算書等」を「計算書」に改め、同条第一項中「会計検査院の」を「会計検査院が」に改め、同条第二項中「会計検査院の」を「会計検査院が」に改め、「し、その証拠書類等は、会計検査院が別に指定」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（有価証券増減計算書の証拠書類）

第六十三条の二　有価証券増減計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

「第十二章　国有財産を管理及び処分する職員の計算証明」を削る。

第六十四条の前に次の節名を付する。

第十五節　国有財産の管理及び処分を行う職員の計算証明

第六十四条第一項中「事務を分掌する職員」を「事務の一部を分掌する部局等の長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　計算書は、国有財産増減及び現在額計算書（第八号書式）及び国有財産無償貸付状況計算書（第九号書式）とする。

第六十四条第三項中「百二十日」を「四月」に、「なお、監督官庁等を経由して提出する場合には、監督官庁等は計算書の表紙にその受理の年月日を付記」を「この場合において、監督官庁等を経由して提出するときは、監督官庁等は計算書にその受理の年月日を記載し、又は記録」に改める。

第六十四条の二第二項中「前項の調書」の下に「（当該調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第六十五条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改める。

第六十六条中「左のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条の次に次の一節を加える。

第十六節　都道府県の知事、知事の指定する職員等の計算証明

第六十六条の二　第二章第二節の規定は、国の債権の管理等に関する法律第五条第二項の規定により、各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を行うこととされた都道府県の知事又は知事の指定する職員（以下この条において「知事等」という。）について、同章第三節、第六節、第八節から第十節まで及び第十二節の規定は、会計法第四十八条第一項の規定により、国の歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為又は繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を行うこととされた知事等について、同章第十三節の規定は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第十一条第一項の規定により物品の管理に関する事務を行うこととされた知事等について、同章第十五節の規定は、国有財産法第九条第三項の規定により、国有財産に関する事務の一部を行うこととされた都道府県について、それぞれ準用する。

第三章中第六十七条の前に次の一条を加える。

（通則）

第六十六条の三　会計検査院法第二十二条第四号の規定により会計検査院の検査を受けるものの証明責任者、証明期間及び計算証明書類に関しては、この章の定めるところによる。

第六十七条第二項中「会計検査院の」を「会計検査院が」に改め、「し、その証拠書類等は、会計検査院が別に指定」を削り、同条の次に次の三条を加える。

（国庫金出納計算書の添付書類）

第六十七条の二　国庫金出納計算書に添付しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

（国庫金出納計算書の証拠書類）

第六十七条の三　国庫金出納計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

（日本銀行が取り扱う国庫金に関する特別の書類）

第六十七条の四　前三条に定めるもののほか、日本銀行が取り扱う国庫金に関して提出しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

第六十八条の見出し中「計算書等」を「計算書」に改め、同条第二項中「会計検査院の」を「会計検査院が」に改め、「し、その証拠書類等は、会計検査院が別に指定」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（有価証券受払計算書の証拠書類）

第六十八条の二　有価証券受払計算書の証拠書類は、会計検査院が別に指定する。

（日本銀行が取り扱う国の所有又は保管に係る有価証券に関する特別の書類）

第六十八条の三　前二条に定めるもののほか、日本銀行が取り扱う国の所有又は保管に係る有価証券に関して提出しなければならない書類は、会計検査院が別に指定する。

第十四章を第四章とする。

第六十九条中「、計算書及び証拠書類等」を「及び計算証明書類」に改め、同条第二項を削り、同条に見出しとして「（通則）」を付する。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（証拠書類の形式の特例）

第六十九条の二　第五条第一項の規定にかかわらず、電磁的記録により出資法人等の会計の計算証明をするときは、証拠書類をスキャナにより読み取る方法により作成した証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもって原本又は謄本に代えることができる。

第七十条第三項、第七十六条第三項及び第八十二条第三項中「証拠書類等」を「証拠書類その他会計検査院に提出しなければならない書類」に改める。

第八十五条中「及び証拠書類等に関して」を「、証拠書類その他会計検査院に提出しなければならない書類について」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章　電子情報処理組織を使用して計算証明をする場合の特則

（電子情報処理組織を使用した計算証明）

第八十六条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によって計算証明をすることができる。

（電子情報処理組織を使用した計算証明の方法）

第八十七条　電子情報処理組織を使用して計算証明をするときは、会計検査院の定める基準に従い、計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を証明責任者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、送信しなければならない。

2　会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

3　第一項の規定により計算証明情報を送信するときは、送信する計算証明情報の内容を明らかにした資料を添付しなければならない。ただし、計算証明情報の内容を明らかにした情報が、ファイルの名称等から明らかであるときは、この限りでない。

（事前届出）

第八十八条　電子情報処理組織を使用して計算証明をしようとする証明責任者（第四章に規定する証明責任者に限る。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ会計検査院に提出しなければならない。

一　法人の名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）